

松江市ガス事業譲渡に関する
募集要項（案）

令和 6 年 10 月

松江市

目次

1. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等	1
(1) 事業譲渡日	1
(2) 譲渡対象事業及び資産	1
(3) 譲渡価格	1
2. 参加資格	2
(1) 応募者等の構成	2
(2) 応募者等の定義及び条件	2
(3) 応募者等に求める資格・条件	3
(4) 応募者等の制限	4
3. 基本条件	5
(1) 安全・安心で安定した供給の確保	5
(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上	5
(3) 公益性及び安定した経営基盤の確保	6
(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立	6
(5) 地域経済の活性化	6
(6) 本市との緊密な連携	7
(7) 本市ガス局職員の処遇	7
(8) ガス事業職員の雇用について	7
(9) 事業譲渡における本市の関わり	7
(10) お客様・市民等への広報	7
(11) 権利の譲渡の制限	8
4. 選定の手続き	8
(1) 契約締結及び事業譲渡までのスケジュール	8

(2) 松江市ガス事業譲渡先選定委員会の設置	8
5. 現地見学会	9
6. 第一次審査（資格審査）	9
(1) 開示資料申込み	9
(2) 募集要項等に対する質問回答（第1回質問回答）	9
(3) 資格審査	10
7. 第二次審査（提案審査）	11
(1) 第一次審査（資格審査）後の開示資料申込み	11
(2) 競争的対話	11
(3) 応募提案書類の提出	11
(4) プレゼンテーション審査の実施	11
8. 優先交渉権者の決定	12
(1) 決定方法	12
(2) 結果の通知・公表	12
9. 優先交渉権者の決定後の手続き	12
(1) 基本協定の締結	12
(2) 事業譲受会社の設立	12
(3) 事業譲渡契約の締結	12
10. その他留意事項	13
11. 問合せ先・事務局	13

1. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等

(1) 事業譲渡日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 譲渡対象事業及び資産

①譲渡対象事業

松江市（以下「本市」という。）が譲渡する事業は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業、同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業（以下「都市ガス事業」という。）及び同条第 1 項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が 70 以上のもの（以下「旧簡易ガス事業」という。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業（以下「LP ガス事業」という。）とする。

②譲渡対象資産

本市が譲渡する資産は、令和 8 年 3 月 31 日現在、本市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する事業及びこれに附随する事業で本市が経営する事業）の承継に必要な固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く。）とする。

譲渡予定の固定資産の内容については別紙 1 を参照のこと。

また、株式会社松江ガスサービス（以下「本市ガス局子会社」という。）について、松江市ガス局（以下「本市ガス局」という。）が保有する株式を譲渡する。

本市ガス局子会社の株式譲渡に関する内容については、別紙 2 を参照のこと。

(3) 譲渡価格

譲渡価格は、23 億円以上（消費税等相当額を除く。）とする。ただし、前記の譲渡価格と別途、流動資産（未収金、貯蔵品、製品等）の譲渡価格は 令和 8 年 3 月 31 日の価格で清算することとする。

2. 参加資格

(1) 応募者等の構成

本公募に参加することができる応募者は、単独の法人又は次項に定めるコンソーシアムとする。なお、応募者等を構成するにあたり、構成企業及び協力企業は任意である。

(2) 応募者等の定義及び条件

①コンソーシアム

- ・複数の法人（代表企業及び構成企業）によって構成する本公募手続を行うグループをいう。
- ・代表企業を1者定めるとともに、代表企業はコンソーシアムを代表して本公募手続を行うものとする。

②代表企業

- ・代表企業とは、応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人をいう。
- ・代表企業は、他の応募者等に参加することはできない。
- ・代表企業は、事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有しなければならない。
- ・応募者が単独の法人の場合、当該法人が代表企業となる。

③構成企業

- ・構成企業とは、応募提案に参加し、かつ代表企業とともに応募者としての責務を果たす法人をいう。
- ・構成企業は、他の応募者等に参加することはできない。
- ・構成企業は、事業譲受会社を設立する際に議決権付株式を1株以上保有しなければならない。
- ・構成企業は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する。

④協力企業

- ・協力企業とは、応募提案に参加し、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人をいう。
- ・協力企業は事業譲受会社に出資は行わない。
- ・協力企業は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する。

⑤応募者等

- ・応募者及び協力企業を総称して応募者等という。

(3) 応募者等に求める資格・条件

①応募者は、募集要項、提案要領、様式集及び選定基準（以下「募集要項等」という。）、質問回答並びに募集要項等に関連又は付随するものとして本市が提示した資料において定める全ての条件の遵守を確保するとともに、事業計画を自ら立案し、責任をもって遂行すること。

②応募者は、事業譲渡を受けるための事業譲受会社を設立し、本社を本市内に新たに設置することとする。事業譲受会社を設立する場合の株式の全ては代表企業及び構成企業によって保有すること（ただし、本市の出資は除く。）。

③代表企業、構成企業のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。

④代表企業、構成企業のうち、いずれかの者は、ガス小売事業実績を有すること。

⑤応募者等の全てについて、以下ア～カのいずれも満たすこと。

ア 所得税、法人税、消費税及び地方消費税並びに本市（本市に支店がない場合は本社所在地）における法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当するものでないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

オ 資格審査申請書提出日から譲渡契約締結の日までの期間に、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」及び「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」（以下「物品等指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。加えて、本市の入札参加資格登録を行っていない応募者等については、それぞれが、資格審査申請書提出日前日までの一定期間及び資格審査申請書提出日から譲渡契約締結の日までの期間において、物品等指名停止要綱別表第 6 号、第 8 号及び第 10 号の措置要件に該当する行為がないこと。なお、一定期間とは、物品等指名停止要綱別表第 6 号、第 8 号及び第 10 号に掲げる期間とし、起算日とは、逮捕若しくは公訴を提起された日、排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けた日又は刑事告発を受けた日とする。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

(4) 応募者等の制限

次の者は応募者等を構成することはできない。また、最優秀提案者選定手続中において、松江市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が退任した場合も、当該退任委員と応募者等の関係に対する以下の制限の効力は引き続き維持されるものとする。

- ①選定委員会委員が属する法人（営利法人及び非営利法人）
- ②選定委員会委員が属する法人が営利法人である場合、当該法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社¹
- ③選定委員会委員が属する法人が非営利法人である場合、当該法人に対して基本金の出捐等に加え役員²の派遣等を行っている法人
- ④上記③の出捐等を行っている法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社
- ⑤選定委員会委員の親族³が役員⁴を務める法人
- ⑥本市が発注した「松江市ガス事業譲渡準備業務」を受託した株式会社日本経済研究所並びに協力者である株式会社エフ・ユー、結和税理士法人及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- ⑦上記①から⑤までに定める者を本公募に関連するアドバイザーに起用している者

¹ 親会社及び子会社の関係とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条第 3 項に規定するものをいう。

² ここでいう役員とは、一般社団法人法等上の役員（理事、監事等）をいう。

³ 親族とは、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹をいう

⁴ ここでいう役員とは、会社法及び一般社団法人法等上の役員をいう。

3. 基本条件

応募者等は、「松江市ガス事業民営化基本方針」（令和5年8月策定）の内容を十分に理解し、次の事項を履行、遵守しなければならないものとする。

(1) 安全・安心で安定した供給の確保

- ①現在の保安水準を維持・向上し、安定的かつ継続的なガス供給（原料調達を含む）を行うこと。
- ②経年管の更新をはじめとして、将来にわたってガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること。
- ③平常時の災害対策を講じるとともに、災害時の緊急対応及び復旧対策を迅速に実行すること。
- ④旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。
- ⑤本市内工事の豊富な実績を有しかつ本市ガス事業に貢献してきた松江市ガス事業承認工事業者、準承認工事業者及び簡易内管施工登録店（以下「承認工事業者等」という。）が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。
- ⑥事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。
- ⑦本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。

(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上

- ①ガス料金の水準が安定的に推移するよう、経営の効率化と透明性の確保を図り、多様なサービスの提供などを通じて、お客様満足度の向上を図ること。
- ②ガス料金は、原料ガス卸価格（事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法その他関係法令の改正等がない場合に限る。）の上昇による影響を除いて、事業譲渡日から少なくとも3年間はガス料金（都市ガス、旧簡易ガス、LPガス）が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。
- ③本市ガス局及び本市ガス局子会社が現在実施しているサービスを基本として、地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。

【本市ガス局及び本市ガス局子会社が現在実施しているサービス例】

- ・開閉栓などのインターネットによる申込受付（本市ガス局）
- ・料金支払方法の多様化（本市ガス局）

・ガスファンヒーターのレンタル（本市ガス局子会社）

- ④旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。（再掲）
- ⑤本市内工事の豊富な実績を有しかつ本市ガス事業に貢献してきた承認工事業者等が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。（再掲）
- ⑥事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。（再掲）
- ⑦本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。（再掲）

(3) 公益性及び安定した経営基盤の確保

- ①都市ガス事業、旧簡易ガス事業及びLPガス事業に求められる公益性を十分に認識し、法令等に基づく安定供給と安定運営を維持するとともに、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること。
- ②カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、将来的な都市ガス原料の合成メタンへの転換時には速やかに対応するなど、地域脱炭素推進における先導的役割を果たすよう努めること。

(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立

- ①持続可能な経営に必要な技術・事務系職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を確実に継承するなど、適切な経営体制を整えること。

(5) 地域経済の活性化

- ①地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を展開すること。地元雇用の拡大に努めるとともに、ガスの安定供給を通じて地域経済に貢献すること。
- ②事業譲受会社の本社を本市内に新たに設置すること。（再掲）
- ③旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。（再掲）
- ④本市内工事の豊富な実績を有しかつ本市ガス事業に貢献してきた承認工事業者等が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。（再掲）
- ⑤事業譲渡後の検針業務を円滑に実施するため、各供給先の状況を熟知している現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事で

きるよう努めること。(再掲)

- ⑥本市ガス局子会社について、当該会社への委託の継続等、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。(再掲)

(6) 本市との緊密な連携

- ①本市の政策（松江市総合計画 MATSUE DREAMS 2030 等）に協調した事業展開を図るとともに、松江市再生可能エネルギービジョンや脱炭素、SDGs の推進などのために連携を図ること。

(7) 本市ガス局職員の処遇

- ①本市は、円滑な事業承継を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、本市ガス事業に従事した職員を、3 年以内の期間に限り事業譲受会社へ派遣する準備をしている。
- ②本市は前項を踏まえ事業譲受会社へ出資する。本市の出資比率は 1%未満とし、出資額の上限は 100 万円とする。

(8) ガス事業職員の雇用について

- ①現在の本市ガス事業に従事する本市の職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

(9) 事業譲渡における本市の関わり

- ①事業譲渡後においては、原則として本市は事業譲受会社の経営への関与は行わない。ただし、譲渡契約書及び事業提案内容の履行確認を行うため、一定期間、事業譲受会社には本市への報告を求める。
- ②本市は、譲渡対象資産に関して、一切の契約不適合責任は負わない。
- ③譲渡対象資産についての固定資産税及び都市計画税は、譲渡の日以後最初の賦課期日の属する年度の翌年度から 3 年間全額免除する。ただし、譲渡日から 3 年の間にガス料金の値上げが行われたときは、当該免除を行わず、又は取り消すことがある。
- ④譲渡対象資産についての松江市道路占用料徴収条例、松江市普通河川道路管理条例及び松江市準用河川管理条例における占用料は、譲渡日から 3 年間全額免除する。ただし、譲渡日から 3 年の間にガス料金の値上げが行われたときは、当該免除を行わず、又は取り消すことがある。

(10) お客様・市民等への広報

本市は、本市ガス事業の民営化を円滑に推進するため、市報松江、本市及び本市ガス局のホームページ等により、本市ガス局のお客様や市民、関連事業者などへ、民営化の進捗等についてお知らせする。事業譲受会社の決定後は、事業譲受会社において事業譲渡に関する周知・広報に努める。

(11) 権利の譲渡の制限

事業譲受会社は、事業譲渡後 5 年間、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の重要な変更、③本事業譲渡により承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。ただし、本市と事業譲受会社が協議の上、本市の承認を得た場合はこの限りではない。

4. 選定の手続き

(1) 契約締結及び事業譲渡までのスケジュール

以下のスケジュールに沿って、今後手続きを進める予定である。ただし、応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

募集要項等の公表	令和 6 年 10 月 15 日 (火)
開示資料・現地見学会申込み・質問受付	令和 6 年 10 月 15 日 (火) ～10 月 25 日 (金)
第 1 回質問回答	令和 6 年 11 月 6 日 (水)
資格審査書類の受付	令和 6 年 11 月 7 日 (木) ～11 月 15 日 (金)
資格審査結果通知	令和 6 年 11 月 25 日 (月)
現地見学会	令和 6 年 11 月 19 日 (火) 午前 9 時～ (3 時間半程度) ※申込者数によって、午前午後の 2 回、複数日開催の場合あり
競争的対話申込み・資格審査結果通知後の開示資料申込み	令和 6 年 11 月 25 日 (月) ～11 月 29 日 (金)
競争的対話 (第 2 回質問回答) 質問受付	令和 6 年 11 月 25 日 (月) ～12 月 9 日 (月)
競争的対話 (第 2 回質問回答)	令和 6 年 12 月 18 日 (水) ～12 月 20 日 (金)
競争的対話 (第 2 回質問回答) 書面回答	令和 7 年 1 月中旬
提案審査書類の受付	令和 7 年 2 月 17 日 (月)
提案審査 (ヒアリング)	令和 7 年 3 月 21 日 (金)
優先交渉権者の決定	令和 7 年 3 月末
基本協定締結	令和 7 年 4 月
事業譲渡仮契約の締結	令和 7 年 5 月
事業譲渡契約の可決・事業譲渡契約の締結	令和 7 年 7 月
事業譲渡	令和 8 年 4 月 1 日 (水)

(2) 松江市ガス事業譲渡先選定委員会の設置

本市は本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、以下のとおり、学識経験者で構成される松江市ガス事業譲渡先選定委員会を設置した。

本市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。選定委員会を構成する委員は以下のとおり。

なお、本公募に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本公募に関し、委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本公募の参加資格を失う。

氏名	所属等	備考
草薙真一	兵庫県立大学副学長	会長
大森浩	公認会計士	
福田真也	弁護士	
松浦俊彦	松江商工会議所専務理事	
三宅克正	松江市公民館長会会長	

5. 現地見学会

現地見学会に参加意向のある応募者は、令和6年10月15日（火）から10月25日（金）午後5時までに、「様式3 現地見学会参加申込書」を下記10.②の事務局宛に電子メールで提出すること。現地見学会の日程は第一次審査（資格審査）中の11月19日（火）午前9時から（3時間半程度、申込者数によって、午前午後の2回、複数日開催の場合あり。）を予定しており、詳細については別途通知する。

なお、現地見学会の内容は令和6年8月に実施したものと同一の内容を想定しているが令和6年8月参加企業からの再度の参加申込みを妨げるものではない。

6. 第一次審査（資格審査）

(1) 開示資料申込み

本事業譲渡への参画意向のある事業者に対して、当該事業者の希望に応じ、別途本市が指定する様式による守秘義務誓約書の提出を条件として、本市ガス事業に関連する資料を開示する。

①申込期間

令和6年10月15日（火）～10月25日（金）午後5時まで

②提出書類

守秘義務対象資料開示申込書（様式1）

③提出方法

様式1を作成し、電子メールの添付ファイルとして下記10.②の事務局宛に送信すること。メールの件名は、「松江市ガス事業 守秘義務対象資料開示申込書」とすること。また、添付ファイル名は「事業者名_守秘義務対象資料開示申込書」とすること。

資料開示申込書を提出した事業者に、本市が指定する守秘義務誓約書の様式を電子メールの添付ファイルとして送信する。

なお、令和6年8月に実施した現地説明会の際に、守秘義務誓約書を締結した事業者については、当該守秘義務誓約書に基づき、守秘義務対象資料の開示を行うこととする。

④開示方法

開示方法は、本市から別途通知する。

(2) 募集要項等に対する質問回答（第1回質問回答）

第1回目の質問の内容は、第一次審査（資格審査）応募に係る質問のみを受け付けるもの

とし、提案内容に係る質問に関しては全て第2回目の質問時にて受け付けし、回答する。ただし、第一次審査（資格審査）応募に係る質問以外であっても、現地見学会に関するものや、第2回目の質問・回答を待たずに問合せが必要と認められる場合においては、この限りではない。

①質問期間

令和6年10月15日（火）～10月25日（金）午後5時まで

②提出書類

質問書（様式2）

③提出方法

質問書（様式2）を、Microsoft Excel 形式により作成し、電子メールの添付ファイルとして下記 10. ②の事務局宛に送信すること。それ以外の方法による質問は受け付けない。メールの件名は、「松江市ガス事業譲渡第1回目質問」とすること。また、添付ファイル名は、「事業者名_第1回目質問書」とすること。

④回答

令和6年11月6日（水）を目途に、質問書提出事業者の質問・回答をまとめて、質問書提出事業者へ電子メール又は文書にて回答する。

(3) 資格審査

応募者等を構成する法人のうち、代表企業となることを希望する者（以下「資格審査申請者」という。）は、応募者等を構成する法人に係る書類を含め、提案要領に定める提出書類を次により事務局に提出し、本市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間内に資格審査申請書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、以降の手续に参加できない。

① 提出期間

令和6年11月7日（木）～令和6年11月15日（金）午後5時まで（必着）

② 提出書類

提案要領に定める書類

③ 提出方法

下記 10. ①の事務局に郵送又は宅配便により提出すること。これにより難しく、下記 10. ①の事務局に持参する場合は、令和6年11月14日（木）午後5時までに、下記 10. ①の事務局に連絡すること。

④資格審査結果通知

資格審査結果は、令和6年11月25日（月）までに資格審査申請者に電子メールで通知し、同日付で本市より文書を発送する。

7. 第二次審査（提案審査）

(1) 第一次審査（資格審査）後の開示資料申込み

第一次審査（資格審査）通過者に対して、当該事業者の希望に応じ、別途本市が指定する様式による守秘義務誓約書の提出を条件として、本市ガス事業に関連する資料を開示する。

なお、令和6年8月に実施した現地説明会もしくは令和6年10月の開示資料申込時に、守秘義務誓約書を締結した事業者については、当該守秘義務誓約書に基づき、守秘義務対象資料の開示を行うこととする。

①申込期間

令和6年11月25日（月）～29日（金）午後5時まで

②提出書類

提案要領に定める書類

③提出方法

提案要領に定める。

④開示方法

開示方法は、本市から別途通知する。

(2) 競争的対話

本市は、第一次審査（資格審査）通過者を対象として、競争的対話を行うものとする。競争的対話は、質問の受付及び回答等を行うことにより、資格審査通過者の本事業に対する理解を深め、より良い提案を促すことを目的とする。競争的対話の実施に係る事務局との事務手続は、代表企業又は代表企業が指定する者で本市が認める者のみが行うものとする。

競争的対話の詳細は提案要領に定める。

(3) 応募提案書類の提出

応募提案書類は、以下のとおりとし、説明用資料等の本市から指示のない書類等の添付は認めない。なお、応募提案書類は、提案要領に従って作成すること。

①提出期限

令和7年2月17日（月）午後5時（必着）

②提出書類

提案要領に定める書類

③提出方法

下記10.①の事務局に郵送又は宅配便により提出すること。これにより難く、下記10.①の事務局に持参する場合は、令和7年2月14日（金）午後5時までに、下記10.①の事務局に連絡すること。

(4) プレゼンテーション審査の実施

応募提案書類の提出後、応募者等によるプレゼンテーションを実施する予定である。

① 開催日

令和7年3月21日(金) (時間・場所、具体的な実施方法等については、応募提案書類を提出した代表企業に対して、事務局より連絡する。)

② プレゼンテーションの内容

- ・ 応募者等からの提案内容の説明
- ・ 質疑応答

8. 優先交渉権者の決定

(1) 決定方法

本市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告を基に、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

(2) 結果の通知・公表

全ての第二次審査参加者の代表企業に結果を文書で通知するとともに、本市及び本市ガス局ホームページへの掲載等により、優先交渉権者に決定した応募者等の全てについて、法人名を公表する。

9. 優先交渉権者の決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市ガス事業を譲受する事業主体として優先交渉権者が選定されたことを確認し、事業譲渡仮契約の締結に向けて、本市及び優先交渉権者の双方の義務及び協力について定めることを目的として、基本協定を定める。

(2) 事業譲受会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結日から概ね1か月以内に、基本協定及び募集要項の定めに従い事業譲受会社を設立する。

(3) 事業譲渡契約の締結

本市は、基本協定に基づき、優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、合意できた場合に事業譲渡仮契約を締結する。本市と優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が譲渡契約締結の日までの期間に「2. 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなった場合は、次点交渉権者と協議を行う場合がある。仮契約は、本事業譲渡に関する議案が市議会において可決された後に本契約(※)となる。

※本契約は、本事業譲渡に関する議案が市議会において可決されることが条件となり、仮契約が自動的に事業譲渡契約になることを想定している。また、事業譲渡契約の効力発生は、ガス事業法第42条に基づく経済産業大臣の事業譲渡譲受認可申請が認可されていることが条件となる。

10. その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、応募者等の負担とする。
- (2) 提出した書類の変更は、原則として認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業譲渡の公表その他本市が必要と認めるときは、本市は、提出書類の全部又は一部を無償で自由に使用できるものとする（松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第7条の規定により非公開情報とされるものを除く。）。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。
- (8) 審査結果に対する異議申立ては、認めない。
- (9) 本市から提供する資料は、本事業譲渡への応募のための検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (10) 応募者等は、資格審査申請書類の提出を行った日から、優先交渉権者の決定について本市が公表する日までの間、資格審査申請書類の提出を行った事実、提案内容等の本公募に係る全ての事項について、応募者等自らが公表することを禁止する。

11. 問合せ先・事務局

①松江市

〒690-8540

島根県松江市末次町 86 番地

松江市 総務部 組織戦略課

TEL 0852-55-5193

E-mail gyoukaku@city.matsue.lg.jp

②株式会社日本経済研究所

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ 15 階

TEL 03-6214-4655

E-mail matsue-gas@jeri.co.jp

譲渡予定固定資産の概要（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	所在名称	数量
土地	・ 庁舎、供給・製造所敷地（松江市平成町 182-42、182-83、182-122） ・ 八幡団地住宅旧簡易ガス製造所用地（松江市馬潟町 366-62） ・ あじさい団地旧簡易ガス製造所用地（松江市上東川津町 744-35） ・ 導管埋設用地（松江市西持田町 362-92、362-153）	4 箇所
建物	・ 平成町庁舎、庁舎別館、電気・機械室建屋、ガバナー付臭室建屋 ・ 旧簡易ガス製造所建屋 ・ 地区ガバナー室	4 棟 9 棟 1 棟
構築物	・ LNG 貯槽 ・ LPG 貯槽 ・ 球形ガスホルダー ・ LPG バルク貯槽 ・ 地区ガバナーボックス ・ 平成町フェンス・照明、簡易ガス製造所フェンス	3 基 2 基 1 基 7 箇所、9 基 32 箇所 一式
機械装置	機械装置	一式
導管	導管	一式
ガスメーター	ガスメーター	一式
工具器具及び備品	工具器具及び備品	一式

譲渡予定の固定資産の詳細は、本市ガス事業に関連する資料として、本募集要項 4. に定める手続により開示する。

株式会社松江ガスサービスについて

- ・ ㈱松江ガスサービスは、本市ガス局が出資する、本市ガス事業の受託業務を行う組織である。
- ・ 株式の 52%は本市ガス局が保有しており、ガス局長が代表取締役を務める。
- ・ 主たる業務は消費機器の保安業務等である。
- ・ 本市ガス事業と併せて、本市ガス局が保有する㈱松江ガスサービスの株式を譲渡する。
- ・ 本市ガス局保有分以外の株式の取扱いについては、㈱松江ガスサービスが少数株主 2 社に対し、自己株式の取得を打診している。

資本金	1,000 万円 本市ガス局 104 株 52% 岩谷産業㈱ 48 株 24% 山陰酸素工業㈱ 48 株 24%
社員数	正社員 10 名（男 9 名、女 1 名） 嘱託社員 2 名（うち 1 名は役員兼務） ※令和 6 年 10 月現在
事業内容	＜本市ガス局からの受託業務＞ 定期保安調査業務 開閉栓業務 ガスメーター取替業務 など ＜自主事業＞ ガス機器等の販売、設置、修理 ガスファンヒーターのレンタル

(様式 1)

令和 年 月 日

守秘義務対象資料開示申込書

(あて先) 松江市長

松江市ガス事業管理者

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 名

松江市ガス事業譲渡に関し、参画の意向がありますので資料の開示を申し込みます。

記

【申込者連絡先】

所在地	〒
担当者氏名	
所属部署名	
役職	
電話番号	
メールアドレス	

以上

- ※1 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のもので差し支えない。
- ※2 申込者は、別途本市より送付される守秘義務誓約書に基づき守秘義務対象資料及び守秘義務対象資料に係る印刷物等（同誓約書に定義される。）の破棄を完了したときは、破棄義務の遵守に関する報告書を提出すること。
- ※3 提出に当たっては、この記入要領（※の内容）を削除して提出すること。

(様式 2)

質問書

様式2

松江市ガス事業民間譲渡 募集要項に関する質問書

事業者名	
(支店・営業所名)	
部署名・職位	
氏名	
e-mail	
Tel	

No.	資料名	項目名等	頁	質問
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※質問数によって適宜追加（コピー）してください

※ページ番号がない資料は、ページ番号の記載は不要です

※別途 Excel 様式に記載すること

(様式3)

現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 松江市長
松江市ガス事業管理者
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

【参加者名簿】

No.	氏名	所属企業名	所属部署及び役職名・氏名
	ふりがな ●●●●	●●●●(株)	●●●●部 (肩書き)・氏名

※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。

【緊急連絡先】

No.	氏名	所属企業名	所属部署名	携帯電話番号
	ふりがな ●●●●	●●●●(株)	●●●●部	XXX-XXX-XXXX